

情報広場 幸手

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、催しや各種相談などを中止または内容の変更、施設を休館する場合があります。
最新の情報については、お問い合わせいただくか、市ホームページで確認ください。なお、広報さつて6月号は5月18日(月)時点の情報です。

今月の納税など

市・県民税 全期および1期
※納期限までに納めましょう。口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。
▼休日納税相談
とき 6月28日(日)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
ところ 納税課
▼夜間納税相談
とき 6月10日(水)午後5時15分～9時
ところ 納税課

市役所休日開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)、市役所の一部を開庁します。6月は28日(日)です。ご利用ください。
開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課
毎月、夜間(午後8時まで)に上下水

上下水道料金納入のため夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水

区長決定のお知らせ

地区名 中5丁目1区
区長名 齋藤 好弘(敬称略)

令和3年成人式

とき 令和3年1月10日(日)午後2時～4時(受付は1時30分から)
ところ アスカル幸手さくらホール
対象 平成12年4月2日～平成13年4

幸手駅西口から久喜駅東口まで約20分!



5月1日(金)から幸手駅西口～久喜駅東口間の路線バスが運行開始になりました。久喜市方面の移動の利便性がよくなります。ぜひ、ご利用ください。
幸手駅西口～久喜駅東口 運賃:260円(IC:252円)

運行状況に関する問合せ 朝日自動車(株)久喜営業所 ☎ 0480(24)3902

お知らせ



イベントの中止

つぎのイベントにつきましては、今年度は中止となりました。
▼幸手八坂の夏祭り
▼伝統行事「初山」

問合せ 商工観光課 内線593

▼大島新田・行幸湖クリーン作戦
問合せ 市民協働課 内線172

7月1日からレジ袋の有料化が始まります!

▼どうして有料化に?

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。

一方で、原料である石油資源の制約、プラスチックごみによる海洋汚染、地球温暖化など、今後の生活環境を脅かす地球規模の課題もたくさんあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。



これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本来に必要なかを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

ごみの減量化や地球温暖化の防止の基本は「ごみになるものをもらわない」です。

みなさんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、これからの環境や社会のためにできることを考えてみましょう。
問合せ 環境課 ☎(48)0331

不動産無料相談室

所本庁舎ロビーで「平和のための写真展」を開催するにあたり、展示する写真を探しています。
写真を提供していただける人は、6月30日(火)までに人権推進課へご連絡ください(写真は後日ご返却します)。
問合せ 人権推進課 内線162・FAX(44)0257

建築無料相談会

とき 6月2日(火)、7月7日(火)午後1時～4時
ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室
内容 建築物の新築・増築・リフォーム・耐震・ブロック塀の相談
※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。
問合せ 建設埼玉埼玉葛地区本部 ☎(34)3335、埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59)3812、(一社)埼玉建築士会 杉戸支部・幸手支部 ☎(48)0875



動物は「責任」をもって飼いましょう

犬のふんの処理について、「知っている人には注意しにくい」「近所の人たちとの間で波風を立てたくない」という風潮があります。「何も言われないから何をしてもいい。」という気持ちでは何も変わりません。飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。

【ふん害】

犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。また、猫が他人の家の庭先でふん尿をすることによる問題も発生しています。自宅敷地内の決まった場所での排泄するよう、しっかりとしつけをし、散歩中のふんの回収を徹底しましょう。

【騒音】

動物の鳴き声による騒音は近所

迷惑になります。無駄吠えをさせないよう、しっかりとしつけをしましょう。

【放し飼い】

犬はつないで飼うことが義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、リードをつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。犬はつないで飼いましょう。

【捨て犬・捨て猫】

犬や猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらないよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

問合せ 環境課 ☎(48)0331

○犬に関する相談／幸手保健所 ☎(42)1101

○猫に関する相談／埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855)0484



幸手市役所ホームページ

https://www.city.satte.lg.jp/

幸手市

検索